

| 1. 新型コロナウイルス感染症と向き合う、新しい学校生活様式の実現に向けて | |
|--|---|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>世界的な大流行を引き起こし、国内においても、これまでの生活様式の維持が困難となっている新型コロナウイルス感染症拡大により、子どもたちの学校生活にも多大な影響を及ぼしています。</p> <p>鳥取県においても多種多様の対応を行っていただいておりますが、時勢を考慮した、さらなる予防策、対応策について継続して検討していただき、子どもたちが安心・安全且つ、充実した学校生活を送れるよう、以下のとおり要望します。</p> | |
| <p>(1) 適切な感染症予防対策と同時に、誹謗中傷などによる子どもたちの心身への負担にならない環境づくりをしてください。</p> | <p>(1) これまで取り組んできた「誹謗中傷や差別の防止対策」を繰り返し行うことに加え、必要に応じてメッセージを発信するなどして子どもたちや保護者の不安解消に努めます。</p> <p>今後も、学校の教育活動全体を通じて児童生徒が望ましい人間関係を形成し、互いのよさや可能性を發揮しながら自己の生き方についての考えを深めるとともに、自他の大切さを認め実践行動につながる学習活動が展開されるよう、市町村教育委員会と連携しながら取り組んでいきます。</p> |
| <p>(2) 学校行事等においても、感染拡大状況等を考慮しながら、with コロナでも実施可能な代替案を検討するなどし、体験から学べる学習機会の確保と、記憶に残る学校生活を送れるよう、市町村教育委員会及び学校と連携し、取り組みの推進を図られるよう引き続き要望します。</p> | <p>(2) 今後も、感染拡大の状況を考慮しながら、市町村教育委員会や学校に対して適切な情報提供をするなど、市町村教育委員会と連携し、鳥取県の児童生徒の体験から学べる学習機会の確保や豊かな学びの保障に引き続き取り組んでいきたいと考えています。</p> |
| <p>(3) 「鳥取県市町村（学校組合）立学校用新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」により児童生徒の生命や健康を保護し、安全性を確保した教育活動を推進してください。</p> <p>また、市町村教育委員会及び学校との連携により、本ガイドラインの一般への周知拡大と徹底を要望します。</p> | <p>(3) 今後も感染状況等を踏まえながら、必要に応じてガイドラインの改訂・追加を行う予定です。</p> <p>なお、本ガイドラインは一般の方にも御覧いただけるように、鳥取県教育委員会のホームページにも掲載しています。</p> |
| <p>(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う臨時休業等に備え、オンライン授業の体制整備の更なる推進が必要と考えます。市町村教育委員会及び学校との連携により、オンライン授業の体制整備に係る予算確保を要望します。</p> <p>また、ICT支援員の配置に対する計画的な働きかけと、ICT支援員、教職員への研修の充実を図るとともに、学校規模に応じて対応できるよう、ICT活用教育スーパーバイザー、ICT教育アドバイザーの適正な配置を要望します。</p> | <p>(4) 来年度はICT活用教育スーパーバイザーに加えて、教員に対してICTの効果的な活用や授業改善について直接指導することで、ICTを活用した授業づくりと業務改善を推進するICT教育指導員を配置するように予算を提案しています。</p> <p>オンライン授業の体制整備やICT支援員配置等のための財政措置のさらなる充実については、今後も様々な機会を通じて国に要望を行ってまいります。</p> <p>また、教員等への研修については引き続き様々な形で提供してまいります。</p> |

| 2. 不登校児童生徒数の増加傾向について | |
|--|---|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>鳥取県においても、不登校の子どもが年々増加していることから、それに対応した体制づくりを行っていただいているところであり、すべての子どもが安心して学べる環境づくりのためにも、校内サポート教室設置校を増やしていただくとともに、小学校への設置も進めていただくよう引き続き要望します。</p> <p>また、不登校の子どもに対し、学校に通うことだけを最終目標とせず、その子どもが安心できる居場所づくり、学習のサポート等、個々の状況に応じた支援が行われるよう県内の学校への働きかけや研修会の充実を図ってください。</p> <p>なお、不登校児童生徒の保護者も大変大きな不安を持っています。各種相談窓口が有効利用されるよう更なる広報をしていただくとともに、よりきめ細かな相談体制の構築がなされることを引き続き要望します。</p> | <p>校内サポート教室については、現在の設置校における成果や課題等を整理した上で、設置校数について検討するとともに、市町村教育委員会と連携して、設置校の効果的な運営方法等について他の中学校に普及を図ります。併せて、小学校に対する校内サポート教室の活用事例について情報共有を検討します。</p> <p>また、引き続き、学びの機会を失っている不登校児童生徒を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学ぶ意欲の高まりや学力補充を通して自己肯定感を高め、社会的自立に向けて支援していきます。</p> <p>更に、学校における支援体制づくり講演会を継続し、児童生徒理解に基づいた支援の在り方について周知するとともに、各種研修等において、ガイドブック「あしたも、笑顔で」を活用して教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の充実について周知していきます。</p> <p>各種相談窓口については、その機能を充実させるための研修等を進めていくとともに、関係支援機関とも連携を図りながら、より多くの方に情報が届くよう取り組んでいきます。</p> |

| 3. 教職員が心身ともに充実し、子どもたちに向き合える環境について | |
|---|---|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>教職員の過度な業務量、長時間勤務が問題となっています。志高い先生方も心労から思うように子どもと接することができなくなってしまうのではないかと危惧しています。働き方改革により勤務時間の削減は行われているかもしれませんが、求められる指導内容や指導力というのは多岐にわたり、多大なストレスになっているものと思われます。</p> <p>一人の教員がいろいろなことを抱え込まずに業務を行える体制づくり、日頃の変調をいち早く感知できる体制づくり、そして、少しでも不調を訴えることがあれば、専門医に相談できる体制づくりなど、あらゆる面でのメンタルサポートが行える体制づくりと、「心の健康相談員」の周知も引き続き推進してください。</p> <p>併せて、職員数 50 人未満の場合でも、努力義務となっているストレスチェックへの取り組みが適切に行われるよう、市町村への働きかけと連携体制の構築の推進を要望します。</p> <p>また、子どもたちをとりまく環境においても、コロナ禍もあり、心身ともに負担が増えていることが懸念されます。個々の状況に応じたきめ細かい支援ができるよう、養護教諭配置への加配対応を要望します。</p> <p>加えて、様々なケースに対応できるよう、人材育成や資質向上に取り組んでください。</p> <p>具体的には、市町村教育委員会と学校がオンラインも活用しながら、これまで以上に連携し、チームとして若手教職員の O J T 研修に取り組むことのできる仕組みづくりの検討を要望します。</p> | <p>あらゆる面でのメンタルサポートにつながるよう、小中学校の初任者、中堅、管理職それぞれを対象に、メンタルヘルスの研修を行っているところであり、今後もこれらの研修を継続するとともに、「心の健康相談員」を配置し随時相談に応じていることについて、市町村に対し積極的に周知を図っていきます。</p> <p>ストレスチェックについては、職員数 50 人未満の場合でも努力義務となっているため、職員数の少ない小中学校又は義務教育学校においても適切な対応が求められているところであり、長時間勤務等の労務管理と併せて引き続き市町村に対し働きかけを行っていきます。</p> <p>養護教諭の加配については、現在国からの加配を受け、学校の規模等に応じて小中学校に養護教諭の複数配置をしているところです。次年度も引き続き国へ加配要求をしていきます。</p> <p>また、教職員が育ち合う仕組みづくりのために昨年度モデル導入した若手教員やリーダーとなる教員等をメンバーとしたチームによる研修についてまとめた「O J T によるとっとり人材育成の手引き」を作成し、各学校に周知を図ったところであり、今後、初任者研修はこのような方法を拡大しながら実施していく予定です。各学校において若手教員を育てることを通して、全教職員が育ち合う人材育成システムの定着を図っていきます。</p> |

| 4. 部活動の在り方について | |
|---|--|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>少子化に伴い、競技、学校によっては部員数が減少し、部活動が成り立たなくなっている現状があり、今後ますます学校、保護者、地域や各種団体等とのつながりが重要です。</p> <p>これからの部活動の在り方について、「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」に掲げられている、運動部活動外部指導者、部活動指導員の配置の拡大への働きかけとともに、制度の普及促進を図られますよう引き続き要望します。</p> | <p>運動部活動外部指導者、部活動指導員とも、教員の負担軽減及び部活動の充実に変換効果的であることから、各市町からの配置希望に対して、今後も支援を行っていきたいと考えています。</p> <p>特に顧問教員に代わって生徒を指導する部活動指導員については、運動部活動外部指導者との相違点も含め、各市町だけでなく県教育委員会としても P R を図り、人材確保につなげていきたいと考えており、保護者の方々の中にも適任者がおられると思います。今後中学校や市町教育委員会あるいは県教育委員会から行う保護者の方々への周知については、P T A 団体からも周知をしていただくと更に効果的だと考えているので、御協力いただければと存じます。</p> |

| 5. 教員配置の更なる充実について | |
|--|---|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>従前より、教員の適正配置については要望しているところであり、鳥取県においては国の基準を上回る、更なる少人数学級への取り組みを実践し、推進を検討していただいているところですが、以下のように要望します。</p> | |
| <p>(1) I C T 教育の進展や多様化する社会情勢のなか、これまで以上に一人一人の児童生徒に向き合う時間の確保と、きめ細かな指導が展開できる職員配置のために、学習支援員や特別支援学級への加配等の各種加配の増員や、通級指導教室の拡充、スクールソーシャルワーカーの増員を要望します。</p> | <p>(1) 小中学校における様々な課題に対して、「チーム学校」として柔軟に対応するため、学習支援員や通級指導教員などの必要な職に係る基礎定数化等について国へ要望しているところであり、今後も引き続き増員要求をしていきます。</p> <p>また、市町村が配置しているスクールソーシャルワーカーについては、市町村との連絡協議会等で各市町村の意向等を聞き取るとともに、スクールソーシャルワーカー活用が効果的になるよう情報交換や協議を重ねていきます。</p> |
| <p>(2) 担任を受け持つ先生はもちろんのこと、多岐に渡る業務のなか、教職員の方の負担増とならないようにするためにも、新規採用者数が定年退職者等の補充のみで終わらず、更なる教職員の配置数増となるよう、教職に対する魅力の発信等で鳥取県における教職員採用の促進に努めていただくように要望します。</p> | <p>(2) 令和5年度教員採用試験に関しては、鳥取県の魅力や教員の魅力を発信するプロモーション動画の作成（外部委託）を予定しています。その動画を基軸に、関西会場付近の大規模な駅にデジタルサイネージを掲載又はWEB広告として掲載する予定です。</p> |

| 6. 通学路の安全確保について | |
|---|--|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>子どもたちの生命を守るための通学路における安全確保と対策は重要であります。</p> <p>県が定める、「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」にも掲げられておりますように、通学路等における安全な環境の整備や、関係機関との連携等、様々な取り組みが進められているところであります。</p> <p>近年、登下校中の児童等が殺傷されるなどの事件や死傷する事故が全国的に社会問題となっております。</p> <p>市町村教育委員会及び学校、我々 P T A や各種団体との一層の連携強化を図っていただき、県内における危険箇所の洗い出しや速やかな対策を講じられるよう、適切な予算確保を要望します。</p> | <p>児童生徒の通学路の安全確保の必要性・重要性については、県としても十分に認識しているところであり、例年、年度当初に各学校が保護者や地域住民等と連携して交通安全面、防犯面等から通学路の点検を行い、その結果を踏まえて学校・市町村教育委員会、道路管理者、警察等関係者による合同点検・検討を経て、各関係機関がそれぞれの分野で対策を行い、通学路の安全性の向上を図っています。</p> <p>今後も、児童生徒の大切な生命を守るために、学校や市町村教育委員会、また直接危険箇所等の修繕・改修を行う道路管理者、警察等関係機関が連携しながら、危険箇所の洗い出しや速やかな対策、予算の確保など通学路の安全確保を一層強化していくよう努めます。</p> |

| 7. インターネット利用教育啓発活動について | |
|---|---|
| 要 望 項 目 | 要望に対する対応方針 |
| <p>今年度から、GIGA スクール構想により、児童生徒が 1 人 1 台のタブレットや P C 端末を活用した学習が本格的に始まりました。これにより、学習活動の一層の充実が期待され、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善がより進むことを願っています。</p> <p>一方で、これまで以上に子どもたちの誰しにもインターネットがより身近なものとなったことにより、多くの子どもたちにインターネットによる悪影響を受ける危険性が高まることを大変危惧しています。適切な利用を心掛ければ、多くの悪影響は回避できることから、学校、家庭において、より一層のネットリテラシー教育を推進する必要があると考えています。</p> <p>これまで、電子メディアとの付き合い方学習ノートを活用したり、P T A 研修会であったり、とっとり子どもサミットなどを通して電子メディアとのより良い付き合い方を学ぶ機会を提供して頂いております。今後も、都度時代に合わせた内容に改善しつつ学びの場の充実を要望します。</p> <p>また、子どもたちのネットリテラシーの向上を図るために、タブレット端末や YouTube を起動、利用する度に、正しい利用の呼びかけ画面の表示等、これまでにない手法等を取り入れ、注意喚起の積極的な働きかけを要望します。</p> | <p>県としても、電子メディアについては、活用促進とモラル啓発は車の両輪のように考えており、学校に対しては、時代に合わせた情報モラルに特化した教職員研修、情報モラル・リテラシー・シチズンシップ等の指導ができる専門人材の派遣、I C T 活用教育推進地域や学びの創造先進校における情報モラル教育の取組の周知等を引き続き行う予定です。</p> <p>また、家庭に対しては、保護者や地域の大人・子どもたちのメディア機器利用の現状と発達段階に応じた対応策を学習するための講師派遣事業、児童生徒がインターネットをより良く利用できるよう保護者向けの情報を盛り込んだ学習ノートの作成・配布等を引き続き行う予定です。</p> <p>併せて、民間団体と連携して子どもたちが主体となって、電子メディア機器とのより良い接し方を考え、実践する取組を引き続き進めていくとともに新たな働きかけについて検討します。</p> <p>なお、タブレット端末を活用した注意喚起については、機会を捉えて市町村教育委員会に意見を聞いてみたいと考えます。</p> |